

委託契約書

一般社団法人長野県観光機構 理事長 ○○ ○○（以下「委託者」という。）と○○会社 ○○○○ ○○○○○ ○○ ○○（以下「受託者」という。）は、次の条項により、委託業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 令和7年度ワイン・発酵食を基軸としたツーリズムのプロモーション業務
- (2) 業務の内容 別紙「委託業務仕様書」のとおり

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、本契約の締結日から令和8年3月19日（木）までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、○, ○○○, ○○○円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○, ○○○円）

<契約保証金納付の場合>

（契約保証金）

第5条 受託者は、契約保証金○○○, ○○○円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

- 2 委託者は、第7条第2項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

<契約保証金免除の場合>

（契約保証金）

第5条 契約保証金は○○○, ○○○円とし、その納付は免除する。

- 2 受託者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付しなければならない。

【参考：契約保証金免除の条件】

- ・契約人が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・契約人が過去5年間に当機構又は国、地方公共団体、観光地域づくり法人等に種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- ・契約人が法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。
- ・契約人が地方自治法144条の規定による契約保証人を立てたとき。
- ・契約金が100万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものとみとめられるとき。

(委託業務の処理方法等)

- 第6条 受託者は、別紙「委託業務仕様書」及び別添「プロポーザル公募要領」に基づき委託業務を実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の仕様書及び要領に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
 - 3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。
 - 4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

- 第7条 受託者は、委託業務完了後10日以内に委託業務完了報告書及び成果品を委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、その日から10日以内に検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
 - 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
 - 4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

(秘密の保持)

- 第8条 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了時においても同様とする。

(個人情報の保護)

- 第9条 受託者は、本契約により委託業務を処理するため個人情報を取扱う場合は、個人情報保護のために別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

(機密情報の保持)

- 第9条の2 受託者は、本契約により委託業務を処理するため機密情報を取扱う場合は、機密情報保持のために別紙「機密情報保持注意事項」を遵守しなければならない。

(委託料の支払)

- 第10条 委託者は、第7条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 委託者が、その責に帰すべき事由により、第7条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

- 第11条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第13条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させではない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第14条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第15条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第16条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第16条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第16条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができ
(債務不履行の損害賠償)

第17条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに委託業務完了報告書及び成果品を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第10条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、第12条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第16条から第16条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第18条 受託者は、第16条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(関係書類の整備・保存等)

第19条 受託者は、委託業務の実施に係る経費については、その内容を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿及び関係書類を整備しなければならない。

- 2 前項の書類等は、委託業務の終了した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しておかなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第20条 委託者及び受託者（法人である場合には役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約する。なお、委託者又は受託者は、相手方が反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 委託者又は受託者は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3 受託者は、受託者の下請、再委託先業者又は代理人もしくは媒介をする者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを表明・保証し、将来も同項もしくは第2項各号に該当しないことを確約する。
- 4 受託者は、その下請、再委託先業者又は代理人もしくは媒介をする者が第1項に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、または契約解除のための措置を探らなければならない。
- 5 受託者が、第3項または第4項の規定に反した場合には、委託者は本契約を解除することができる。
- 6 受託者は、その下請、再委託先業者又は代理人もしくは媒介をする者が、反社会的勢力から第2項各号の行為を受けた場合は、これを拒否し、または下請もしくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、行為があった時点で、速やかに不当介入の事実を委託者に報告し、捜査機関への通報及び報告に必要な協力をを行うものとする。
- 7 受託者が第6項の規定に違反した場合、委託者は何らかの催告を要さずに、本契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。
- 8 委託者又は受託者（以下、本項において「解除者」という。）が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償する

ことは要せず、また係る解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

(目的外使用の禁止)

第21条 受託者は、本件業務の遂行に必要な本件業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、委託者が必要と認めた場合を除き、契約の履行に伴って知り得た情報を、第三者に提供してはならない。

(事故等の報告)

第22条 受託者は、本件業務の遂行に支障が生じる恐れがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を委託者に報告し、すみやかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方針を提出する。

(知的財産権)

第23条 受託者は、契約目的物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。

- 2 受託者は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により委託者に生じる一切の損害を賠償するものとする。
- 3 受託者は、別紙「委託業務仕様書」等に知的財産権に関する特別な定めがあるときには、これに従うものとする。

(著作権の帰属)

第24条 本件成果品に関する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、委託者に帰属する。ただし、委託者は、本件成果品に含まれる受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等について、受託者に留保することができる。

(著作者人格権)

第25条 受託者は、委託者及び委託者の指定する者に対し、本件成果品に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

(第三者の権利侵害)

第26条 受託者は、万が一第三者から本件成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受託者の責において解決するものとする。

- 2 前項の規定は、この契約期間の終了後又は契約解除後も同様とする。

(専属的合意管轄)

第27条 この契約に関連して委託者、受託者間に生じた一切の訴訟については、長野地方裁判所のみを専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第28条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

委託者 住所 長野県長野市中御所岡田町131番地4
氏名 一般社団法人長野県観光機構
理事長 ○○ ○○

受託者 住所
氏名

(別紙)

個人情報取扱注意事項

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するに当たって、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

第3 受託者は、この契約により取扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等の防止に必要な安全措置を講じなければならない。

第4 受託者は、この契約により取扱う個人情報の管理責任者を定め、委託者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握・管理し、必要な指導を行う。

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の役員・従業員（以下「使用者」という。）を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。

2 受託者は、使用者に対して第2の秘密保持について徹底して指導しなければならない。

3 受託者は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。

第6 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者の承諾を得て第三者にその処理を再委託する場合には、再委託する相手方との契約において個人情報保護のための必要な措置を講じなければならない。

第7 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記載された資料等（複写、複製したもの及び電磁的記録を含む。）を、この契約による業務以外の目的で複写し、又は複製してはならない。

第8 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

第9 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記載された資料等（複写、複製したもの及び電磁的記録を含む。）を業務完了後、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に支持したときは、その方法によるものとする。

第10 委託者は、定期的又は必要と認めたとき、受託者の事業所に立ち入り個人情報保護に関する調査を行い、報告を求めることができる。

第11 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

第12 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。損害賠償の額は、委託者と受託者が協議の上、別に定める。

以上

(別紙)

機密情報保持注意事項

(機密情報の定義)

第1 本契約において「機密情報」とは、本件目的のために各当事者（以下「開示者」という。）が他の当事者（以下「受領者」という。）に開示する情報のうち、以下の各号に定める条件のいずれかを満たす情報（その複写、複製又は翻訳を含む。）をいう。

- (1) 情報が提供される媒体（書面、光ディスク、USBメモリ、CD等を含むがこれらに限らない。以下同じ。）又は情報を含む電磁的データ（電子メールや電子ファイルの送信又はアップロード等により開示される場合の電子メールや電子ファイルを含むがこれらに限られない。以下同じ。）に機密である旨が明示してあるもの
 - (2) 情報が口頭若しくは視覚的方法により開示される場合、又は試作品、サンプル等の有体物に含まれた形で提供される場合、(i) 開示時点で機密である旨が口頭又は視覚的方法により明確に示され、かつ、(ii) 開示の日から30日以内に、機密であることを明示して媒体若しくは電磁的データで提供されるか、又は、機密である旨が書面で通知されたもの
 - (3) 本契約締結日以前に開示された情報であって、開示者と受領者の間で本契約上の機密情報とみなすことが書面で合意されたもの
 - (4) 本件の目的並びに本契約の存在及び内容
- 2 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報には該当しない
- (1) 開示の時点において公知であるか、又は開示を受けた後に受領者の責めに帰すべき事由なく公知となった情報
 - (2) 受領者が、開示者から開示される以前に、正当に保持していた情報
 - (3) 受領者が、開示者から開示された後に、自らの責によらない事由により公知となった情報
 - (4) 開示者の機密情報を使用することなく、受領者が独自に取得又は開発した情報
 - (5) 受領者が、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく開示を受けた情報

(情報の管理責任者)

第2 委託者及び受託者は、本契約締結後速やかに、機密情報の取扱いに関する責任者（以下「情報管理責任者」という。）を定め、書面又は電子メールにより他の当事者に通知する。情報管理責任者の変更についても同様とする。

2 委託者及受託者乙は、情報管理責任者をして、機密情報の保管、許諾受領者（第3条第5項の定義に従う。）のリストの管理など、本契約で求められる機密情報の保護に必要な管理業務に当たらせる。

(機密情報の取扱い)

第3 受領者は、善良な管理者の注意義務をもって、受領した機密情報の取扱い及び保管を行う。

2 受領者は、機密情報を本件目的のためにのみ使用し、開示者の事前の書面による承諾がない限り、本件目的以外のいかなる目的にも使用してはならない。

3 受領者は、本件目的のために客観的かつ合理的に必要な範囲に限り、機密情報の複写、複製又は翻訳を行うことができる。ただし、受領者は、機密情報の複写物、複製物等についても、「機密」「Confidential」の表示を付すなど、機密情報である旨を明示の上、本契約における機密情報としての取扱い及び保管を行う。

4 受領者は、開示者の事前の書面による承諾がない限り、機密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

5 前項の定めにかかわらず、受領者は、以下の各号に定める者（以下「許諾受領者」と総称する。）に限り、本契約に基づき自らが負う義務と同等の義務を課す等の適切な措置を講じることを条件として、機密情報を開示することができる。ただし、開示する機密情報は、本件目的のために客観的かつ合理的に必要な範囲の機密情報に限る。

- (1) 本件目的のために必要最小限の自己及び自己の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項で定義される意味を有する。）の役員及び従業員（従業員には自己を派遣先とする派遣社員も含む。）
- (2) 弁護士、公認会計士等の法律上の守秘義務を負う専門家
- (3) 前二号の外、開示者が書面により事前承諾した第三者

- 6 受領者は、開示者が前項第3号に定める許諾受領者への開示の承諾に際して希望するときには、機密情報の開示前に、当該許諾受領者から本契約における受領者の義務と同等の義務を負う旨を約する書面を取得し、開示者に交付しなければならない。
- 7 受領者は、機密情報に関して許諾受領者（受領者の退任又は退職した役員及び従業員を含む。）の責めに帰すべき事由により生じた開示者の損害について、一切の責任を負う。
- 8 第4項の定めにかかわらず、受領者は、法令上の要請により機密情報の開示が義務付けられている場合、又は司法機関若しくは行政機関等から法令上の根拠に基づき機密情報の開示を命じられた場合は、かかる義務の範囲内で必要最小限の範囲で当該機密情報を開示することができる。この場合、受領者は、関連法令に反しない限り速やかにその旨を開示者に通知し、開示者からの要請を考慮し、その開示範囲を法令上義務付けられる必要最小限の範囲にとどめるための努力を尽くした上で、機密情報を開示することができる。また、開示者が法的救済を求める場合には、合理的範囲内で開示者に協力しなければならない。
- 9 事故発生時には直ちに相手方に対して通知し、事故再発防止策の協議には相手方の参加を認める。
- 10 委託者及び受託者は、相手方に対して、機密情報の以下の具体的状況に関する報告を求めることができる。この報告結果をもとに、委託者及び受託者が相手方の事務所等における機密情報の管理状況を確認するために相手方の事務所等への立入検査を希望する場合には、当該検査に協力する。また、委託者及び受託者は相手方に対して是正措置を求めることができ、相手方はこれを実施するものとする。
 - (1) 委託契約範囲外の加工、利用の禁止の遵守
 - (2) 委託契約範囲外の複写、複製又は翻訳の禁止の遵守
 - (3) 情報セキュリティ対策情報
- 11 受領者又はその許諾受領者が、開示を受けた機密情報に基づき又はこれを利用して、発明考案又は意匠その他の創作を行った場合、受領者は直ちに開示者にその旨書面にて通知し、開示者と受領者が協議の上、これらの知的財産に係る権利の帰属を定める。

(機密情報の帰属と非保証)

- 第4 受領者に対する機密情報の開示は、いかなる場合にも開示者による当該機密情報に関する権利の譲渡又は実施の許諾とはみなされない。
- 2 開示者は、開示した機密情報について受領者に対し、(i) 不正に取得したものではないこと、及び(ii) 開示が開示者と第三者との間の契約に違反するものではないことのみを保証し、これら以外には、明示的か黙示的かを問わず、いかなる保証もしない。
 - 3 いずれの当事者も、本契約の締結により、いかなる情報も開示する義務を負わず、また、いかなる取引を行う義務も負わない。

(機密情報の返還等)

- 第5 受領者は、開示者から要求があった場合、受領者において本件目的が終了したことを当事者間で書面若しくは電子メールにより確認した場合又は本契約が終了した場合のいずれか早い時点で、開示者の指示に従い開示者から受領したすべての機密情報（媒体、電磁的データ及び試作品、サンプル等機密情報を包含する有体物を含む。）を遅滞なく開示者に返還、破棄又は消去するものとし、開示者から要求があった場合には、開示者に対し、速やかにかかる破棄又は消去するものとする。ただし、法令等又は受領者の社内規程により保管義務のある開示情報及び受領者の内部の意思決定に係る資料に含まれている開示情報については、受領者は、第6条の定めにかかわらず本契約に定められた秘密保持義務を遵守することを条件として、上記保管目的のために限定して引き続き保持できるものとする。

(期間)

- 第6 本契約は、本契約締結の日から1年間有効とする。
- 2 第2（情報の管理責任者）及び第3（機密情報の取扱い）の効力は、本契約の終了後3年間存続し、第4条（機密情報の帰属と非保証）、本条（期間）、第7条（損害賠償）の効力は、本契約の終了にかかわらず存続する。

(損害賠償)

- 第7 受領者は、万一開示を受けた機密情報又は個人情報が漏えい若しくは流出したか又はその合理

的なおそれを認識した場合には、直ちに開示者にその詳細を報告し、開示者の指示に従い漏えい等の拡大を防止するために適切な措置（事実関係の調査、監督官庁等への報告等を含むがこれらに限らない。）をとる。受領者は、それらの措置についての費用を負担するとともに、受領者の本契約違反の結果、開示者が被った損害を賠償する。

（権利義務の譲渡）

第8 いずれの当事者も、事前の書面による他の当事者の承諾を得ずして、本契約上の権利及び義務又は本契約上の地位の全部又は一部について、譲渡その他の処分をしてはならない。

以上